



福島医発第 3122 号 (総)
令和 7 年 2 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

2025 年度日本医師会生涯教育制度について

梅花の候、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

生涯教育の推進につきましては、平素よりご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025 年度「日本医師会生涯教育制度」実施要綱が別添のとおり日本医師会より示されましたのでお送りいたします。

昨年度からの主な変更点として、本年 4 月より全国医師会研修管理システムの機能が医師会会員情報システム (MAMIS) に順次移行することに伴い文言が修正されておりますが、MAMIS の使用方法等につきましては、日本医師会よりマニュアルが提供され次第、改めて通知する予定です。

その他の変更点については、別添の 2025 年度「日本医師会生涯教育制度」実施要綱主な改正点をご確認ください。

今後とも、日本医師会生涯教育制度にご理解とご協力を賜りますとともに、本実施要綱につきまして、貴会会員各位にご周知くださいますよう、貴職のご高配方、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、2024 年度 (2024 年 4 月から 2025 年 3 月) 分を申告頂く際の留意事項は下記のとおりです。

記

1. 2024 年度 (2024 年 4 月から 2025 年 3 月) 分申告については、郡市区医師会において、医師会会員情報システム (MAMIS) (以下、「MAMIS」という) に入力していただきます。その際、特に以下ご留意くださいますようお願いいたします。
 - (1) 「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」および「日医生涯教育認定証」発行に必要な集計作業に影響するため、入力期間は厳守してください。
申告書による申告データ入力は2025年4月から可能になります。2024年度分申告は2025年6月末日を過ぎると入力できません。
 - (2) 講習会等を管理する医師会の会員以外の受講者についても、受講実績データを MAMIS に入力することを原則とします。
 - (3) 主催者が MAMIS に出席者を登録するに当たって、医籍登録番号、漢字氏名、カナ氏名の間違いが多発しています。単位・CC の統合を正しく行うため、医師会におかれましては、医師会で管理している会員データのみならず、主催者への問い合わせ等につきましてもご協力をお願いいたします。

(4) 日本医師会生涯教育制度は医師を対象としたものですが、MAMISに歯科医師が登録されデータの不整合が発生しています。この場合、エラーの原因究明に困難を極めますので、歯科医師を登録しないようよく注意してください。

2. MAMISへの入力、日本医師会生涯教育制度学習単位取得証、日医生涯教育認定証などの交付の際、氏名に外字は使用できません。

3. 日本医師会への申告受付期間（毎年6月末日締切）を過ぎた場合の追加申告については、受け付けていません。ただし、特段の事情があり、各医師会長から文書にて依頼があった場合は、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会にて、その都度対応を審議されます。その際、依頼文書には依頼の理由を必ず付記してください。

なお、生涯教育制度の公正性の観点等から、以下のように取り扱うこととし、期限を過ぎたものは受け付けいたしませんので、ご了承ください。

(1) 2022年度以前の申告分についての追加申告は受け付けません。

(2) 2023年度申告分についての追加申告は、2025年3月31日を期限とする。(本会へは2025年3月14日までに申告下さい。)

(3) 2024年度申告分についての追加申告は、2026年3月31日を期限とする。(本会へは2026年3月14日までに申告下さい。)

4. 「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」（紙媒体）ならびに「日医生涯教育認定証」の再発行に際し、紛失等の事由による再発行で、医師会以外に送付する場合は、送料着払いにて送付します。

5. 「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」および「日医生涯教育認定証」の発行対象者は、MAMIS マイページにて確認、ダウンロードおよび印刷が可能です。

(既発行分について2025年4月を予定)

以上

2025 年度
「日本医師会生涯教育制度」実施要綱

2025 年 2 月

日 本 医 師 会

I. 日本医師会生涯教育制度

日本医師会生涯教育制度は、医師としての姿勢を自ら律するという、プロフェッショナルオートノミーの理念のもと、医師の生涯教育が幅広く効果的に行われるための支援体制整備を目的として、昭和 62（1987）年に発足した。その後今日まで、数次にわたる制度の改正を行い、その質的向上と充実を図っている。

日本医師会は、日本医師会生涯教育カリキュラム＜2016＞を作成し、到達目標を示した。このカリキュラムに則り、生涯教育を行う。なお、カリキュラムコードは、継続的に見直しの検討を行うものとする。2025 年度の生涯教育においても、生涯教育カリキュラム＜2016＞の内容を取り入れるように努め、2025 年 4 月に 2024 年度分の申告を行う際には、別紙 1 のカリキュラムコードと単位を申告することとする。

日医生涯教育認定証の発行間隔は 3 年間とし、3 年間で単位数とカリキュラムコード数の合計数が 60 以上の取得者に日医生涯教育認定証を発行する。

また、1 年毎に発行する日本医師会生涯教育制度学習単位取得証には、取得年度、取得単位数および取得カリキュラムコードを記載し、過去 3 年間の取得単位数とカリキュラムコードを合算したうえで、上記日医生涯教育認定証を発行する。

1. 対象者

日本医師会生涯教育制度の対象者は医師とする。

2. 運営組織

日本医師会生涯教育制度学習単位取得証および日医生涯教育認定証の交付に係る事項等、本制度の円滑な運営を図るため、また、専門医共通講習の審査・認定を行うため、日本医師会に生涯教育・専門医の仕組み運営委員会を設ける。

3. 生涯教育申告者ならびに医師会等の責務

日本医師会、都道府県医師会および郡市区医師会ならびに生涯教育申告者その他日本医師会生涯教育制度にかかわる者は、本会生涯教育制度の公平性・公正性を毀損する行為を行ってはならない。

4. 生涯教育単位・カリキュラムコードの申告

生涯教育の申告は、都道府県医師会または郡市区医師会が講習会・講演会・ワークショップ等（以下、「講習会等」という。）情報および出欠管理を行う医師会会員情報システム（MAMIS）（以下、「MAMIS」という。）に講習会等の出欠データ

および自己申告分データを入力することで行う。使用方法は、別途定める MAMIS のマニュアルを参照されたい。

MAMIS に格納されたデータは、受講証明書として出力が可能となる。

(1) 申告者ならびに医師会の役割

①生涯教育申告者

申告者は毎年、「日本医師会雑誌」3月号に同封される申告書(別紙2)の「生涯教育制度単位等記入表」(日本医師会ホームページ「生涯教育 on-line」にも掲載)に1年間の取得単位および取得カリキュラムコードを記入し、講習会等の参加証等を添付のうえ、4月末日までに所属(または最寄り)の郡市区医師会に提出する。なお、MAMIS を利用する講習会等については、出席が記録されるため、申告は不要となる。

②都道府県医師会・郡市区医師会

都道府県医師会・郡市区医師会は、講習会等の出欠データ(受講実績データ)をその都度、MAMIS に入力し、出欠情報を確定する。また、4月末までに届く生涯教育制度単位等記入表に記載された自己申告分を MAMIS に6月末までに入力する(以下、受講実績データと自己申告分をあわせて「受講実績データ等」という。)

MAMIS における自己申告分の入力方法は以下の2つがある。①MAMIS の「生涯教育申告書データ入力」画面の入力フォームにて申告書ごとに入力する。②一括申告形式のデータ(別紙3、CSV ファイル)を作成し、MAMIS の「生涯教育申告書データ入力」画面から取り込む¹。なお、郡市区医師会は、①または②の作業完了後、都道府県医師会に報告し、都道府県医師会は、郡市区医師会の集計状況について管理する。

また、講習会等を管理する医師会の会員以外の受講者についても、受講実績データ等を MAMIS に入力することを原則とする。受講実績データ等を入力しない場合、日医生涯教育認定証の発行に必要となる単位・カリキュラムコードが加算されないこと、MAMIS から専門医共通講習や地域包括診療加算等の届出に必要となる「受講証明書」が出力できないことに特に留意すること。

③日本医師会

日本医師会は、MAMIS に記録された学習単位およびカリキュラムコードに、日

¹ 外字は使用しないこと。

医 e-ラーニング等の単位・カリキュラムコードを加算し、個々の申告者について取得単位・カリキュラムコードを確定する。

（２）MAMIS 使用に当たっての留意事項

①講習会等の出欠データ（受講実績データ）を MAMIS に入力した場合、二重申告を避けるため、参加証等は発行しない。

②受講実績データ入力後に「出欠確定」作業を必ず実施すること（「出欠確定」が行われていない講習会等は、入力作業中とみなされ、単位等の集計が行われない）。

５．日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の発行・再発行

（１）日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の発行 2024 年度に 0.5 単位以上取得した生涯教育申告者（以下、「申告者」という。）に対し、日本医師会長は別紙 4 の「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」（以下、「学習単位取得証」という。）を 2025 年 10 月 1 日付で発行する²。

また、日本医師会雑誌を利用した解答（後述Ⅲ．１．）、日医 e-ラーニング（後述Ⅲ．２．）、により日本医師会で管理する単位・カリキュラムコードのみを申告している者についても「学習単位取得証」を発行する。

「学習単位取得証」は、申告者が MAMIS マイページにて確認できる状態に置くことをもって発行したものとする。申告者は、ダウンロードおよび印刷が可能である。

（２）日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の再発行

やむを得ない事情により、申告者が「学習単位取得証」の確認等ができない場合は、医師会において「学習単位取得証」を発行し送付する（以下、「再発行」とする）。

送付の方法としては「学習単位取得証」データのメール送信や印刷した紙媒体の郵送などが考えられるが、送料が発生する場合は着払いとする。

この際、医師会における円滑な発行作業に資するため、申告者からの申請様式見本として日本医師会において別紙 6 の様式を提示する。

² 2018 年度申告分より当該申告年度に単位の取得がない者については、「学習単位取得証」（2019 年 10 月 1 日付け以降）は発行しないこととした。なお、申告者個人の受講証明書は MAMIS から出力できる。。

6. 日医生涯教育認定証の発行・再発行

(1) 日医生涯教育認定証の発行

「学習単位取得証」にて連続した3年間の間に取得した単位数とカリキュラムコード数（同一の取得コードは1コードとする）の合計数が60以上の者に、12月1日付で、発行日から3年間の認定期間を明記した日本医師会長名の「日医生涯教育認定証」（別紙5）（以下、「認定証」という。）を紙媒体（以下、『認定証』原本」という。）で発行する³。

また、認定証が発行された者については、MAMIS マイページにて確認、ダウンロードおよび印刷が可能である。

なお、認定証が発行された者については、認定証が発行された年度の4月1日を起算日として、新たに単位・カリキュラムコードが累積されることとなり、認定期間が終了する3年後まで、認定証は発行しない。

(2) 日医生涯教育認定証の再発行

『認定証』原本の再発行の対象は、認定期間内のものに限る。

また、『認定証』原本の再発行は、別紙7の様式により都道府県医師会または郡市区医師会が日本医師会に依頼すること。なお、医師会以外に送付する場合は、送料着払いにて送付する。

7. その他の証明書

MAMIS に格納された講習会等は、MAMIS マイページから諸種の受講証明書の発行が可能となる。なお、後述（Ⅲ. 2.）の日医e-ラーニングにおける受講証明書は、すべての動画の試聴かつセルフアセスメント合格の翌日以降に出力可能となる。

Ⅱ. 日本医師会生涯教育カリキュラム＜2016＞

1. カリキュラム＜2016＞（2022年4月版）の内容

カリキュラム 2016（2022年4月版）における生涯教育の目標は、次のとおりである。すなわち、「高齢化、グローバル化、多様化などの社会環境を背景とし

³ 連続した3年間で単位数とカリキュラムコード数（同一の取得コードは1コードとする）の合計数が60に満たない場合、連続した3年間のうち、いちばん古い年度に取得した単位数とカリキュラムコード数のみ無効となり、残る2年間に取得済の単位数とカリキュラムコード数は、引き続き有効である。

た医療を取り巻く状況の変化を踏まえ、必須の重要症候・病態に対する医療面接・身体診察による臨床推論とそれに基づく適切な対応を行うために、常に自らの専門性を保ちつつ、さまざまな分野を横断的に診る能力を身につける。また、倫理的・全人的視点に立ち、予防から急性期医療（キュア）、慢性期の医療（ケア）まで、患者・家族にとって心身ともに絶え間のない医療を提供するために、生涯にわたり態度、知識、技術の実践力を学習し向上させる。」である。

生涯教育の目標を実現するために、以下の生涯教育の基本理念を掲げる。

すべての医師は、次の１．ないし７．の知識・技術・態度（姿勢）を包括した実践的能力（コンピテンス）を維持・向上させ社会の期待に応えるために、生涯学習を継続する。

- １．プロフェッショナリズム
- ２．コミュニケーション能力
- ３．日々の臨床実践のために医学・医療各分野の統合された知識
- ４．各科横断的な基本的臨床実践能力
- ５．地域医療連携・地域包括ケアと国際性
- ６．リサーチマインド・課題探求・問題解決能力
- ７．自己研鑽・生涯学習力、教育力

I．総論

１．医師のプロフェッショナリズム、２．医療倫理：臨床倫理、３．医療倫理：研究倫理と生命倫理、４．医師－患者関係とコミュニケーション、５．心理社会的アプローチ、６．医療制度と法律、７．医療の質と安全、８．感染対策、９．医療情報、１０．チーム医療、１１．予防と保健、１２．地域医療、１３．医療と介護および福祉の連携、１４．災害医療、１５．臨床問題解決のプロセス

II．症候論

16. ショック、17. 急性中毒、18. 全身倦怠感、19. 身体機能の低下、20. 不眠（睡眠障害）、21. 食欲不振、22. 体重減少・るい痩、23. 体重増加・肥満、24. 浮腫、25. リンパ節腫脹、26. 発疹、27. 黄疸、28. 発熱、29. 認知能の障害、30. 頭痛、31. めまい、32. 意識障害、33. 失神、34. 言語障害、35. けいれん発作、36. 視力障害、視野狭窄、37. 目の充血、38. 聴覚障害、39. 鼻漏・鼻閉、40. 鼻出血、41. 嗄声、42. 胸痛、43. 動悸、44. 心肺停止、45. 呼吸困難、46. 咳・痰、47. 誤嚥、48. 誤飲、49. 嚥下困難、50. 吐血・下血、51. 嘔気・嘔吐、52. 胸やけ、53. 腹痛、54. 便通異常（下痢、便秘）、55. 肛門・会陰部痛、56. 熱傷、57. 外傷、58. 褥瘡、59. 背部痛、60. 腰痛、61. 関節痛、62. 歩行障害、

63. 四肢のしびれ、64. 血尿（肉眼的、顕微鏡的）、65. 排尿障害（尿失禁・排尿困難）、66. 乏尿・尿閉、67. 多尿、68. 精神科領域の救急、69. 不安、70. 気分の障害（うつ）、71. 流・早産および満期産、72. 成長・発達の障害

Ⅲ. 継続的なケア

73. 慢性疾患・複合疾患の管理、74. 高血圧症、75. 脂質異常症、76. 糖尿病、77. 骨粗鬆症、78. 脳血管障害後遺症、79. 気管支喘息・COPD、80. 在宅医療、81. 終末期のケア、82. 生活習慣、83. 相補・代替医療（漢方医療を含む）

Ⅳ. その他

0. 最新のトピックス・その他

2. カリキュラム＜2016＞の活用

日本医師会は、カリキュラム＜2016＞のテーマを生涯教育の様々な媒体に偏りなく取り入れる。

都道府県医師会・郡市区医師会の生涯教育委員会は、カリキュラム＜2016＞からテーマを選択し、講習会等を立案する。

3. カリキュラムコード

別紙1のように、カリキュラムコードを定める。

また、カリキュラムコードは略称として「CC」を使用することができる。

カリキュラムコードは、学習領域を表すものである。

Ⅲ. 単位およびカリキュラムコード設定

日本医師会生涯教育制度において、以下のように単位およびカリキュラムコードを定める。

1. 日本医師会雑誌を利用した解答（セルフアセスメント）

日本医師会雑誌を利用した解答は日本医師会会員のみが行うことができる。

日本医師会雑誌に掲載された問題に対する解答は、日本医師会が証明・管理する。

日医雑誌1号につき、1単位・1カリキュラムコードを取得できる。年2回の日本医師会雑誌特別号を除き、日本医師会雑誌には毎号、問題を掲載する。

解答はインターネットまたははがきにより行う。インターネットまたははがきによる解答はいずれか1回限りとし、1号につき、アセスメントにより60%

の正答率を得た者に1単位を付与する。正答率を満たさないものには単位・カリキュラムコードを付与しない。

はがき解答締切は、翌月の25日を目途とし、インターネット解答は翌月末日とする。解答は2号後（2か月後）に掲載する。

正答数は個別に通知しないが、単位・カリキュラムコード付与については、解答掲載後、MAMIS マイページより随時確認できる。

単位・カリキュラムコードの取得には、年間の上限を設けない。

2. 日医eラーニング（セルフアセスメント）

日医eラーニングは日本医師会会員のみが受講できる。日医eラーニングについては、日本医師会が証明・管理する。

生涯教育 on-line で配信しているコンテンツを受講し、セルフアセスメントにおいて、80%の正答率を得た者は、1コンテンツにつき、1カリキュラムコード1単位を取得できる。

正答率を満たさなかった場合は、再解答が可能である。

年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。

取得した単位・カリキュラムコードについては、MAMIS マイページより翌日以降確認できる。

3. 講習会・講演会・ワークショップ等

講習会・講演会・ワークショップ等は、主催者が証明し、都道府県医師会・郡市区医師会が管理する。年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。MAMIS を利用する場合は、下記（1）と（2）において、管理する医師会あるいは主催者が、講習会等情報と受講実績データを MAMIS に登録する。使用方法は、別途定める MAMIS のマニュアルを参照されたい。

3. 1 「日本医師会生涯教育講座」の名称使用について

都道府県医師会主催・共催（後援等は除く）の講習会・講演会等には、「日本医師会生涯教育講座」の名称を使用することができる。また、都道府県医師会が講座の実施を郡市区医師会に委ねている場合には、郡市区医師会主催の講座も「日本医師会生涯教育講座」の名称を使用できるものとする。

3. 2 講習会等の名称等について

講習会等の名称および演題名に企業名および商品名を使用しないこと。

3. 3 講習会等の主催者ごとの取扱いについて

(1) 日本医師会（日本医学会を含む）、都道府県医師会、郡市区医師会の主催によるもの

演題ごとに1カリキュラムコードを付与する。単位は、1単位・1時間とし、1時間を超える演題の場合は、30分ごとに0.5単位を加算する。ただし、やむを得ない場合に限り、最短30分の演題（0.5単位・1カリキュラムコード⁴⁾）を認める。なお、1時間以上の演題の場合でもカリキュラムコードの付与は1つとする^{5,6)}。

なお、演題には質疑応答の時間は含めてよいが、挨拶、式典、休憩、商品紹介等の演題自体と関係のない時間は除く（講習時間には含めない）。

例：認知症1時間、高血圧症1時間、脂質異常症1時間、糖尿病2時間、服薬管理30分、健康相談30分、介護保険30分、禁煙指導30分、在宅医療30分の合計7時間30分の講習会の場合

「認知症」（1時間）→CC29：1単位、

「高血圧症」（1時間）→CC74：1単位

「脂質異常症」（1時間）→CC75：1単位

「糖尿病」（2時間）→CC76：2単位

「服薬管理」（30分）→CC73：0.5単位

「健康相談」（30分）→CC11：0.5単位

「介護保険」（30分）→CC13：0.5単位

「禁煙指導」（30分）→CC11：0.5単位

「在宅医療」（30分）→CC80：0.5単位

合計7.5単位、8種類のCC（CC11, 13, 29, 73, 74, 75, 76, 80）

講習会等の内容は、カリキュラム＜2016＞（2022年4月版）に則り、医学・

⁴⁾ 1単位以上に対し1カリキュラムコードの付与を原則とするが、0.5単位（30分の演題）の場合、学習分野を表すカリキュラムコードの概念を2で除すことはできないため、例外的に1カリキュラムコードを付与することとしている。

⁵⁾ 1演題の時間の長短にかかわらず、1演題に対して1つのカリキュラムコードを付与する。なお、たとえば、講演時間30分当たり1カリキュラムコードを付与すること（1時間の演題に対し2つのカリキュラムコードを付与することや2時間の演題に対し4つのカリキュラムコードを付与すること）、2時間の演題にもかかわらず1時間の演題として2つに分割し、各々に1つのカリキュラムコードを付与することは認めない。本実施要綱「I.」の「3. 生涯教育申告者ならびに医師会等の責務」にしたがい、厳格に取り扱うこと。

⁶⁾ MAMISにおいて、1時間の演題に対し2つのカリキュラムコードの入力（90分の演題に対し3つのカリキュラムコードの付与なども同様）は不可となっている（令和5年6月2日付け日医発第366号（生教）にて連絡済み）。

医療に関するものとする。各医師会は、内容を十分に検討して、日本医師会生涯教育単位認定に相当する講習会等であることを審査、承認する。その際、上記カリキュラム＜2016＞に照らし、内容とカリキュラムコードが乖離しないよう厳格に付与すること。

なお、演者・講師は医師に限定しないが、当該講習会等の目的を達成するために適切な者でなければならない。また、演者・講師を務める場合も単位・カリキュラムコードの扱いは同じとする。

(2) 各科医会、都道府県単位未満の日本医学会分科会など、各種団体の主催によるもの

主催者が事前に開催地の都道府県医師会に申請することを原則とする。都道府県医師会は申請に基づき事前に承認を行い、カリキュラムコードを付与する。なお、時間当たりの単位付与は、(1) の主催のものと同等に扱う。

単位・カリキュラムコードの取扱いについては(1) に準ずる。

(3) 日本医学会総会および日本医学会分科会(都道府県単位以上) の主催によるもの

都道府県医師会の承認は不要とする⁷。

単位・カリキュラムコードの取扱いについては(1) に準ずるものとし、申告は申告者による自己申告(申告者による自己決定)とする。この際、日本医師会生涯教育制度において付与される単位(1単位・1時間)と各日本医学会分科会において付与される単位は考え方が異なるため一致しないので、十分注意すること。

3. 4 出欠者の管理について

(1) 都道府県医師会・郡市区医師会は、MAMIS に登録した講習会等について、受講実績データを入力する。また、受講実績データ入力後に「出欠確定」作業を必ず実施すること。

(2) MAMIS を利用しない場合は、例えば、以下の①～③による。

①別紙8のような参加証を発行する。

なお、上記(3) の場合を除き、参加証に日本医師会生涯教育制度の単

⁷ 都道府県医師会の承認を不要としているのは、公益社団法人日本医師会定款第48条において「本会に、日本医学会(以下「学会」という。)を置く。」とされ、医師会主催と同様、講習会等の質が担保されていることに基づく。また、「都道府県単位以上」と限定しているのは、開催規模は質の担保における一要素と捉えているためである。

位・カリキュラムコードの記載がない場合は、当該講習会等が日本医師会生涯教育制度の対象であるか否か判断できないため認めない。

②カリキュラムノートを作成し、それに主催責任者が捺印する。あるいは貼付シールを配布する。

③都道府県医師会独自のコンピュータシステムを用い出席を登録する。なお、その場合にあっても、講習会等を管理する医師会の会員以外の受講者について、講習会等参加により付与された単位・カリキュラムコードをMAMISに入力することを原則とする。

(3) 講習会等を開催する主催者・共催者は、受講者の参加証明(MAMISでの出席管理や参加証配布など)について、開催前に十分調整し、受講者に対する参加証明を円滑に行うこと。

4. 医師国家試験問題作成

医師国家試験問題の作成は、都道府県医師会(郡市区医師会)が証明・管理する。

都道府県医師会(郡市区医師会)に提出されたものについて1題1単位とし、年間の単位の上限は5単位までとする。カリキュラムコードは「0」のみ付与する。グループで作成されたものについても1人1単位とする。

都道府県医師会(郡市区医師会)が発行する証明様式については、日本医師会において様式見本A(別紙9)を提示する(証明者の(印)は任意とする)。様式見本Aは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

5. 医学生の臨床実習、医師臨床研修および専門研修制度における指導

医学生の臨床実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の単位は、医学部・医科大学、研修病院(例:学長、医学部長、病院長、診療科長、診療部長)、郡市区医師会等が証明・管理する。

なお、公平性・公正性の観点から、原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない⁸。

研修者1人を1日指導することにより1単位とし、年間の単位の上限は5単位までとする。カリキュラムコードは「1」のみ付与する。「研修者1人」および「1日」とは各々「延べ人数」および「延べ日数」と捉えて差し支えない⁹。

⁸ 例えば、診療所において実習等を受け入れ、当該診療所の院長が指導を行った場合は、当該実習者等の派遣元機関(医学部・医科大学、研修病院等)または郡市区医師会等が証明・管理する。

⁹ 例えば、1日を午前と午後の半日に分けて考えたとき、ある日の午前に研修者A、午後

実習・研修病院、郡市区医師会等が発行する証明様式については、日本医師会において様式見本B（別紙10）を提示する（証明者の（印）は任意とする）。様式見本Bは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

6. 体験学習

体験学習は、共同診療、病理解剖見学、手術見学等の病診・診診連携の中での学習等、体験をとおして医学・医療を学習するものをいう。

体験学習は、施設長・所属長等が証明・管理する。

なお、公平性・公正性の観点から、原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない¹⁰。

1時間1単位で上限は1回5単位までとする。最小単位は30分で0.5単位（1カリキュラムコードは最短30分）とする。

カリキュラムコードは自己申告とする。

年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。

施設長、所属長等が発行する証明様式については、日本医師会において様式見本C（別紙11）を提示する（証明者の（印）は任意とする）。様式見本Cは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

なお、賃金・報酬を得るものについては体験学習とはしない。

7. 医学学術論文・医学著書の執筆

医学学術論文・医学著書の執筆（共同執筆も含む）は、申告年度に掲載・刊行（予定を含む）されたものについて、自己申告とする。

1回（または1件）あたり1単位で、年間の上限は5単位、10カリキュラムコードまでとする。

カリキュラムコードは1回（または1件）につき内容に応じて2つまで自己申告できる。

医学学術論文は題名・掲載誌・掲載頁・掲載年を記入する。また、医学著書は書名・出版社・刊行年等を記入する。

（同日でも別日でも同様）に研修者Bを指導した場合、A、Bあわせて研修者1人を1日指導したものとして1単位・カリキュラムコード「1」を付与して差し支えない。一方、任意の3日間の午前のみ各日研修者1人（同じ者でも別の者でも同様）を指導した場合、形式的には1.5日で1.5人を指導したことになるが、小数点以下の端数0.5人は1人に満たないため切り捨て（0.5人に対応する0.5日も切り捨て）、研修者1人を1日指導したものとする。

¹⁰ 例えば、診療所の院長が病院の手術見学を行った場合は、当該病院の施設長・所属長等が証明・管理する。

IV. その他

1. 本実施要綱は、2025 年 4 月 1 日から適用する。
2. 本実施要綱は、継続的に見直しの検討を行う。
3. 以下の要綱については別途定める。
 - (1)「日本医師会指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）」
実施要綱
 - (2) 生涯教育制度推進のための助成金等交付要綱
4. MAMIS マニュアルについては別途定める。

別紙 1 カリキュラムコード

別紙 2 生涯教育制度単位等記入表（申告書）

別紙 3 一括申告を行う場合の申告データ形式（CSV 形式）

別紙 4 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証

別紙 5 日医生涯教育認定証

別紙 6 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証再発行依頼様式

別紙 7 日医生涯教育認定証再発行依頼様式

別紙 8 講習会等の参加証の例

別紙 9 様式見本 A（医師国家試験問題作成の証明様式）

別紙 10 様式見本 B（医学生の臨床実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の証明様式）

別紙 11 様式見本 C（体験学習の証明様式）

日本医師会生涯教育カリキュラム＜2016＞（2022年4月版）
カリキュラムコード（略称：CC）

1 医師のプロフェッショナリズム	43 動悸
2 医療倫理：臨床倫理	44 心肺停止
3 医療倫理：研究倫理と生命倫理	45 呼吸困難
4 医師－患者関係とコミュニケーション	46 咳・痰
5 心理社会的アプローチ	47 誤嚥
6 医療制度と法律	48 誤飲
7 医療の質と安全	49 嚥下困難
8 感染対策	50 吐血・下血
9 医療情報	51 嘔気・嘔吐
10 チーム医療	52 胸やけ
11 予防と保健	53 腹痛
12 地域医療	54 便通異常（下痢・便秘）
13 医療と介護および福祉の連携	55 肛門・会陰部痛
14 災害医療	56 熱傷
15 臨床問題解決のプロセス	57 外傷
16 ショック	58 褥瘡
17 急性中毒	59 背部痛
18 全身倦怠感	60 腰痛
19 身体機能の低下	61 関節痛
20 不眠（睡眠障害）	62 歩行障害
21 食欲不振	63 四肢のしびれ
22 体重減少・るい痩	64 血尿（肉眼的、顕微鏡的）
23 体重増加・肥満	65 排尿障害（尿失禁・排尿困難）
24 浮腫	66 乏尿・尿閉
25 リンパ節腫脹	67 多尿
26 発疹	68 精神科領域の救急
27 黄疸	69 不安
28 発熱	70 気分の障害（うつ）
29 認知能の障害	71 流・早産および満期産
30 頭痛	72 成長・発達の障害
31 めまい	73 慢性疾患・複合疾患の管理
32 意識障害	74 高血圧症
33 失神	75 脂質異常症
34 言語障害	76 糖尿病
35 けいれん発作	77 骨粗鬆症
36 視力障害・視野狭窄	78 脳血管障害後遺症
37 目の充血	79 気管支喘息・COPD
38 聴覚障害	80 在宅医療
39 鼻漏・鼻閉	81 終末期のケア
40 鼻出血	82 生活習慣
41 嘔声	83 相補・代替医療（漢方医療を含む）
42 胸痛	0 最新のトピックス・その他

生涯教育制度単位等記入表

※以下の単位欄とカリキュラムコード（CC）欄の両方にご記入ください。

単位

講習会・学会等 単位 (単位上限なし)	医師国試問題作成 単位 (5単位まで)	研修等指導 単位 (5単位まで)	体験学習 単位 (単位上限なし)	論文等執筆 単位 (5単位まで)
---------------------------	---------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

合計学習単位数 単位
(単位数の合計を記入)

カリキュラムコード（CC）

取得したカリキュラムコード番号欄に○を1つ記入

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	0						

取得カリキュラムコード数
(○の数を記入)

一括申告を行う場合の申告データ形式(MAMISに取り込む場合のCSV形式)

都市区 医師会	整理番号	氏名	フリガナ	会員区分	生年月日	性別	医籍登録 番号	医療機関種別	業務 種別	学習単位					単位 合計	カリキュラムコード																			カリキュラ ムコード 取得数
										講習会等	医師国試	指導医	体験学習	論文執筆		1	2	3	4	5	6	7	8	9		76	77	78	79	80	81	82	83	0	
半角数字	半角数字	全角	全角カナ	半角(英)数字	半角数字	半角数字	半角数字			半角数字					半角数字	半角数字																			半角数字
・所属の 都市区医 師会コー ド番号を 入力。 ・都市区 医師会が 指定でき ない場合 は、「都 道府県医 師会コー ド」2桁を 入力して 下さい。 例)東京 の場合 「13」	・姓と名の間に 全角のスペ スを1つ入れ る(半角スペース 2つは不可)。 ・外字は使用し ない。	・姓と名の間に全角 スペースを1つ入れ る(半角スペース2 つは不可)。	日医会員を A1,A2(B),A2(C),B, Cと表わし、日医 非会員を2と入力 する。 ※空白不可	・西暦を用 いて8桁 (例: 19491005) で入力。 ・不明の場 合、空欄と して下さい。 																															

* 本様式見本のCSVファイルは、日本医師会ホームページ生涯教育on-line (https://www.med.or.jp/cme/about/shinkoku_mihon.html) よりダウンロードできます。

* 都市区医師会コード番号は、日本医師会ホームページ生涯教育on-line (https://www.med.or.jp/cme/about/shinkoku_mihon.html) を参照してください(2025年4月1日版は2025年4月中に掲載予定)。

日本医師会生涯教育制度

第 2499999999 号

見本

学習単位取得証

〇〇 〇〇 殿

あなたは 2024 年度日本医師会生涯教育制度に参加され、以下、
学習したことを証明いたします。

単位	合計	62.0 単位	+	カリキュラムコード	取得	35 CC	➡	学習合計	97.0	3年間の合計が80以上の場合、日医 生涯教育認定証 [※] が発行されます。申 告がなかった年は、「単位数0、cc数0」 の申告があったものとみなします。
	2024 年度	20.0 単位			2024 年度	15 CC				
	2023 年度	24.0 単位			2023 年度	16 CC				
	2022 年度	18.0 単位			2022 年度	14 CC				

(注)ただし、3年間の認定期間が終了するまで、
本日の生涯教育認定証は発行されません。

取得カリキュラムコード (CC)

①	②	3	④	5	6	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	15	16	17	⑱	⑲	20
21	⑳	㉓	24	㉕	26	㉗	28	29	30
31	32	33	㉔	35	㉖	37	㉘	39	㉚
41	42	㉑	㉒	45	46	47	㉙	49	50
㉙	52	53	54	55	㉖	57	㉘	59	60
61	㉑	63	㉒	㉕	66	67	68	69	70
71	72	㉑	74	75	76	㉗	78	㉙	㉚
81	82	83	㉑	上段：2024 年度 中段：2023 年度 下段：2022 年度		同一カリキュラムコードを重複して取得しても 計算されません			

2025 年 10 月 1 日

公益社団法人日本医師会

会長

日医太郎



見本



日医生涯教育認定証

第2512345678号

〇〇 〇〇 殿

あなたは日本医師会生涯教育制度の定める
認定基準を達成していることを証します。

認定期間：2025年12月1日～2028年11月30日

2025年12月1日

公益社団法人 日本医師会

会 長 日 医 太 郎



「学習単位取得証」再発行申込書

下記 1 および 2 にご記入の上、**ご所属または最寄りの医師会**にお送りください。

1. 申込者

- ふりがな
- (1) 氏 名 _____
- (2) 医籍登録番号 _____
- (3) 所属医師会 _____
※非会員の方は空欄
- (4) 発行対象年度 _____
※複数年度をご希望される場合は全てご記載ください。
- (5) 電 話 _____ (_____) _____

2. 送付方法

※郵送、FAX、Mail のいずれかに✓のうえ、送付先情報をご記載ください。

☐ 発送 (**送料着払い**)

〒

送付先住所 _____

☐ FAX

FAX 番号 _____ (_____) _____

☐ Mail

メールアドレス _____

送付先：日本医師会生涯教育課行き

Mail：syogai@po.med.or.jp FAX：03－3942－6517

「日医生涯教育認定証」再発行申込書

※認定期間内の「認定証」原本の再発行に限り、受付可能です。

※再発行理由の如何によらず、医師会以外に送付する場合は送料着払いとなります。

下記 1～3 にご記入の上、生涯教育課までメールまたは FAX にてお送りください。

1. 本紙送信者

_____ 医師会 ご担当者 _____ 様

2. 再発行申込者

ふりがな

(1) 氏 名 _____

(2) 医籍登録番号 _____

(3) 認定証発行年度 _____ 年（発行）

3. 送付先 ※いずれかの送付先に✓をつけてください。

☐ 都道府県医師会 _____ 医師会 ご担当者 _____ 様

☐ 郡市区医師会 _____ 都道府県 _____ 医師会 ご担当者 _____ 様

〒 _____

_____ TEL () _____

☐ 申込者に直送（住所（勤務先の場合、勤務先名称）をご記入ください。）

※送料着払いとなります。

〒 _____

_____ TEL () _____

講習会等における参加証の例

日本医師会生涯教育制度	
参加証	
主催：日本医師会	
講習会名：第 回 講習会	
開催日 年 月 日～ 年 月 日	
合計単位数 7.5 単位	
CC	単位
11	1
13	0.5
29	1
73	0.5
74	1
75	1
76	2
80	0.5
貴殿は、標記講習会に参加したことを証明する。	
日本医師会長 日医 太郎 印	

日本医師会生涯教育制度における単位取得証明書

(医師国家試験問題作成)

都道府県医師会名： _____

郡市区医師会名： _____

氏名

取得単位数 1 題作成につき 1 単位

_____ 単位

* 日本医師会生涯教育制度における年間の単位取得の上限は5単位まで

カリキュラムコード： 0

上記の者が医師国家試験問題作成を行ったことを証明します。

証明者（都道府県医師会、郡市区医師会）

年 月 日

（様式見本 A）

日本医師会生涯教育制度における単位取得証明書

(医学生の臨床実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導)

都道府県医師会名： _____

郡市区医師会名： _____

申告者氏名

取得単位数 実習・研修者数 × 日数

* 実習・研修者1人を1日指導することにより1単位。

* 「研修者1人」および「1日」とは各々「延べ人数」および「延べ日数」
として差し支えないが、小数点以下の端数は切り捨てる。_____
単位

* 日本医師会生涯教育制度における年間の単位取得の上限は5単位まで。

カリキュラムコード： 1

申告者が上記の臨床実習、臨床研修・専門研修における指導を行ったことを
証明します。

証明者（実習・研修病院、郡市区医師会等）

※原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない。

年 月 日

(様式見本B)

日本医師会生涯教育制度における単位取得証明書
(体験学習)

都道府県医師会名： _____

郡市区医師会名： _____

申告者氏名

取得単位数 30 分で 0.5 単位

_____ 単位（1 回あたり上限 5 単位まで）

内容（共同診療、病理解剖見学、手術見学等）

カリキュラムコード（自己申告）：

* 1 カリキュラムコードは最短 30 分とする。

申告者が上記の体験学習を行ったことを証明します。

証明者（施設長、所属長等）

※原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない。

年 月 日

（様式見本 C）

20242025 年度

「日本医師会生涯教育制度」実施要綱

20245 年 2 月

日 本 医 師 会

I. 日本医師会生涯教育制度

日本医師会生涯教育制度は、医師としての姿勢を自ら律するという、プロフェッショナルオートノミーの理念のもと、医師の生涯教育が幅広く効果的に行われるための支援体制整備を目的として、昭和 62（1987）年に発足した。その後今日まで、数次にわたる制度の改正を行い、その質的向上と充実を図っている。

日本医師会は、日本医師会生涯教育カリキュラム＜2016＞を作成し、到達目標を示した。このカリキュラムに則り、生涯教育を行う。なお、カリキュラムコードは、継続的に見直しの検討を行うものとする。202~~3~~5年度の生涯教育においても、生涯教育カリキュラム＜2016＞の内容を取り入れるように努め、202~~4~~5年4月に 202~~3~~4年度分の申告を行う際には、別紙1のカリキュラムコードと単位を申告することとする。

日医生涯教育認定証の発行間隔は3年間とし、3年間で単位数とカリキュラムコード数の合計数が60以上の取得者に日医生涯教育認定証を発行する。

また、1年毎に発行する日本医師会生涯教育制度学習単位取得証には、取得年度、取得単位数および取得カリキュラムコードを記載し、過去3年間の取得単位数とカリキュラムコードを合算したうえで、上記日医生涯教育認定証を発行する。

1. 対象者

日本医師会生涯教育制度の対象者は医師とする。

2. 運営組織

日本医師会生涯教育制度学習単位取得証および日医生涯教育認定証の交付に係る事項等、本制度の円滑な運営を図るため、また、専門医共通講習の審査・認定を行うため、日本医師会に生涯教育・専門医の仕組み運営委員会を設ける。

3. 生涯教育申告者ならびに医師会等の責務

日本医師会、都道府県医師会および郡市区医師会ならびに生涯教育申告者その他日本医師会生涯教育制度にかかわる者は、本会生涯教育制度の公平性・公正性を毀損する行為を行ってはならない。

4. 生涯教育単位・カリキュラムコードの申告

生涯教育の申告は、都道府県医師会または郡市区医師会が講習会・講演会・ワークショップ等（以下、「講習会等」という。）情報および出欠管理を行う 医師会会員情報システム（MAMIS） ~~全国医師会研修管理システム~~（以下、「MAMIS 研修管

理システム」という。)に講習会等の出欠データおよび自己申告分データを入力することで行う。使用方法は、別途定める研修管理システムMAMISのマニュアルを参照されたい。

研修管理システムMAMISに格納されたデータは、受講証明書として出力が可能となる。

(1) 申告者ならびに医師会の役割

①生涯教育申告者

申告者は毎年、「日本医師会雑誌」3月号に同封される申告書(別紙2)の「生涯教育制度単位等記入表」(日本医師会ホームページ「生涯教育 on-line」にも掲載)に1年間の取得単位および取得カリキュラムコードを記入し、講習会等の参加証等を添付のうえ、4月末日までに所属(または最寄り)の郡市区医師会に提出する。なお、研修管理システムMAMISを利用する講習会等については、出席が記録されるため、申告は不要となる。

②都道府県医師会・郡市区医師会

都道府県医師会・郡市区医師会は、講習会等の出欠データ(受講実績データ)をその都度、研修管理システムMAMISに入力し、出欠情報を確定する。また、4月末までに届く生涯教育制度単位等記入表に記載された自己申告分を研修管理システムMAMISに6月末までに入力する(以下、受講実績データと自己申告分をあわせて「受講実績データ等」という。)

研修管理システムMAMISにおける自己申告分の入力方法は以下の2つがある。

①研修管理システムMAMISの「生涯教育申告書データ入力」画面の入力フォームにて申告書ごとに入力する。②一括申告形式のデータ(別紙3、CSVファイル)を作成し、研修管理システムMAMISの「生涯教育申告書データ入力」画面から取り込む¹。なお、郡市区医師会は、①または②の作業完了後、都道府県医師会に報告し、都道府県医師会は、郡市区医師会の集計状況について管理する。

また、講習会等を管理する医師会の会員以外の受講者についても、受講実績データ等を研修管理システムMAMISに入力することを原則とする。受講実績データ等を入力しない場合、日医生涯教育認定証の発行に必要となる単位・カリキュラムコードが加算されないこと、研修管理システムMAMISから専門医共通講習や地域包括診療加算等の届出に必要となる「受講証明書」が出力できないことに

¹ 日本医師会会員情報システムの再構築に伴い、外字は使用せず、Shift-JIS形式を使用することとしないこと。

特に留意すること。

③日本医師会

日本医師会は、~~研修管理システム~~ MAMIS に記録された学習単位およびカリキュラムコードに、日医 e-ラーニング等の単位・カリキュラムコードを加算し、個々の申告者について取得単位・カリキュラムコードを確定する。

(2) ~~研修管理システム~~ MAMIS 使用に当たっての留意事項

①講習会等の出欠データ（受講実績データ）を~~研修管理システム~~ MAMIS に入力した場合、二重申告を避けるため、参加証等は発行しない。

②受講実績データ入力後に「出欠確定」作業を必ず実施すること（「出欠確定」が行われていない講習会等は、入力作業中とみなされ、単位等の集計が行われない）。

5. 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の交付発行・再発行

(1) 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の発行

202~~34~~4 年度に 0.5 単位以上取得した生涯教育申告者（以下、「申告者」という。）に対し、日本医師会長は別紙 4 の「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」（以下、「学習単位取得証」という。）を 202~~45~~4 年 10 月 1 日付で交付発行する²。

また、日本医師会雑誌を利用した解答（後述Ⅲ. 1.）、日医 e-ラーニング（後述Ⅲ. 2.）、により日本医師会で管理する単位・カリキュラムコードのみを申告している者についても「学習単位取得証」を発行し、都道府県医師会に通知発行する。

「学習単位取得証」は、申告者が MAMIS マイページにて確認できる状態に置くことをもって発行したものとする。申告者は、ダウンロードおよび印刷が可能である。

(2) 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の再発行

やむを得ない事情により、申告者が「学習単位取得証」の確認等ができない場

² 2018 年度申告分より当該申告年度に単位の取得がない者については、「学習単位取得証」（2019 年 10 月 1 日付け以降）は発行しないこととした。なお、申告者個人の受講証明書は~~研修管理システム~~ MAMIS から出力できる。~~また、0.5 単位以上取得した年度においては当該年度発行の「学習単位取得証」の再発行は可能であるが、取得単位のない年度の「学習単位取得証」は発行できない。~~

合は、医師会において「学習単位取得証」を再発行し送付する（以下、「再発行」とする）。

送付の方法としては「学習単位取得証」データのメール送信や印刷した紙媒体の郵送などが考えられるが、送料が発生する場合は着払いとする。

この際、医師会における円滑な発行作業に資するため、申告者からの申請様式見本として日本医師会において別紙 6 の様式を提示する。

6. 日医生涯教育認定証の交付発行・再発行

（１）日医生涯教育認定証の交付発行

「学習単位取得証」にて連続した 3 年間の間に取得した単位数とカリキュラムコード数（同一の取得コードは 1 コードとする）の合計数が 60 以上の者に、12 月 1 日付で、発行日から 3 年間の認定期間を明記した日本医師会長名の「日医生涯教育認定証」（別紙 5）（以下、「認定証」という。）を交付紙媒体（以下、『認定証』原本」という。）で発行する³。

また、認定証が発行された者については、MAMIS マイページにて確認、ダウンロードおよび印刷が可能である。

なお、認定証が発行された者については、認定証が発行された年度の 4 月 1 日を起算日として、新たに単位・カリキュラムコードが累積されることとなり、認定期間が終了する 3 年後まで、認定証は発行しない。

~~7. 再発行~~

（２）日医生涯教育認定証の再発行

—「学習単位取得証」ならびに『認定証』原本の再発行の対象は、認定期間内のものに限る。

また、『認定証』原本の再発行は、別紙~~6・~~7 の様式により都道府県医師会または市区医師会が日本医師会に依頼すること。なお、紛失等の事由による再発行で、医師会以外に送付する場合は、送料着払いにて送付する。

~~8.7. その他の証明書~~

研修管理システム MAMIS に格納された講習会等は、MAMIS マイページから諸種の受講証明書の発行が可能となる。なお、後述（Ⅲ. 2.）の日医 e-ラーニング

³ 連続した 3 年間で単位数とカリキュラムコード数（同一の取得コードは 1 コードとする）の合計数が 60 に満たない場合、連続した 3 年間のうち、いちばん古い年度に取得した単位数とカリキュラムコード数のみ無効となり、残る 2 年間に取得済の単位数とカリキュラムコード数は、引き続き有効である。

における受講証明書は、すべての動画の試聴かつセルフアセスメント合格の翌日以降に出力可能となる。

Ⅱ．日本医師会生涯教育カリキュラム＜2016＞

1．カリキュラム＜2016＞（2022年4月版）の内容

カリキュラム 2016（2022年4月版）における生涯教育の目標は、次のとおりである。すなわち、「高齢化、グローバル化、多様化などの社会環境を背景とした医療を取り巻く状況の変化を踏まえ、必須の重要症候・病態に対する医療面接・身体診察による臨床推論とそれに基づく適切な対応を行うために、常に自らの専門性を保ちつつ、さまざまな分野を横断的に診る能力を身につける。また、倫理的・全人的視点に立ち、予防から急性期医療（キュア）、慢性期の医療（ケア）まで、患者・家族にとって心身ともに絶え間のない医療を提供するために、生涯にわたり態度、知識、技術の実践力を学習し向上させる。」である。

生涯教育の目標を実現するために、以下の生涯教育の基本理念を掲げる。

すべての医師は、次の1．ないし7．の知識・技術・態度（姿勢）を包括した実践的能力（コンピテンス）を維持・向上させ社会の期待に応えるために、生涯学習を継続する。

- 1．プロフェッショナリズム
- 2．コミュニケーション能力
- 3．日々の臨床実践のために医学・医療各分野の統合された知識
- 4．各科横断的な基本的臨床実践能力
- 5．地域医療連携・地域包括ケアと国際性
- 6．リサーチマインド・課題探求・問題解決能力
- 7．自己研鑽・生涯学習力、教育力

I．総論

1．医師のプロフェッショナリズム、2．医療倫理：臨床倫理、3．医療倫理：研究倫理と生命倫理、4．医師－患者関係とコミュニケーション、5．心理社会的アプローチ、6．医療制度と法律、7．医療の質と安全、8．感染対策、9．医療情報、10．チーム医療、11．予防と保健、12．地域医療、13．医療と介護および福祉の連携、14．災害医療、15．臨床問題解決のプロセス

Ⅱ．症候論

16. ショック、17. 急性中毒、18. 全身倦怠感、19. 身体機能の低下、20. 不眠（睡眠障害）、21. 食欲不振、22. 体重減少・るい瘦、23. 体重増加・肥満、24. 浮腫、25. リンパ節腫脹、26. 発疹、27. 黄疸、28. 発熱、29. 認知能の障害、30. 頭痛、31. めまい、32. 意識障害、33. 失神、34. 言語障害、35. けいれん発作、36. 視力障害、視野狭窄、37. 目の充血、38. 聴覚障害、39. 鼻漏・鼻閉、40. 鼻出血、41. 嘔声、42. 胸痛、43. 動悸、44. 心肺停止、45. 呼吸困難、46. 咳・痰、47. 誤嚥、48. 誤飲、49. 嚥下困難、50. 吐血・下血、51. 嘔気・嘔吐、52. 胸やけ、53. 腹痛、54. 便通異常（下痢、便秘）、55. 肛門・会陰部痛、56. 熱傷、57. 外傷、58. 褥瘡、59. 背部痛、60. 腰痛、61. 関節痛、62. 歩行障害、63. 四肢のしびれ、64. 血尿（肉眼的、顕微鏡的）、65. 排尿障害（尿失禁・排尿困難）、66. 乏尿・尿閉、67. 多尿、68. 精神科領域の救急、69. 不安、70. 気分の障害（うつ）、71. 流・早産および満期産、72. 成長・発達の障害

Ⅲ. 継続的なケア

73. 慢性疾患・複合疾患の管理、74. 高血圧症、75. 脂質異常症、76. 糖尿病、77. 骨粗鬆症、78. 脳血管障害後遺症、79. 気管支喘息・COPD、80. 在宅医療、81. 終末期のケア、82. 生活習慣、83. 相補・代替医療（漢方医療を含む）

Ⅳ. その他

0. 最新のトピックス・その他

2. カリキュラム＜2016＞の活用

日本医師会は、カリキュラム＜2016＞のテーマを生涯教育の様々な媒体に偏りなく取り入れる。

都道府県医師会・郡市区医師会の生涯教育委員会は、カリキュラム＜2016＞からテーマを選択し、講習会等を立案する。

3. カリキュラムコード

別紙1のように、カリキュラムコードを定める。

また、カリキュラムコードは略称として「CC」を使用することができる。

カリキュラムコードは、学習領域を表すものである。

Ⅲ. 単位およびカリキュラムコード設定

日本医師会生涯教育制度において、以下のように単位およびカリキュラムコ

ードを定める。

1. 日本医師会雑誌を利用した解答（セルフアセスメント）

日本医師会雑誌を利用した解答は日本医師会会員のみが行うことができる。日本医師会雑誌に掲載された問題に対する解答は、日本医師会が証明・管理する。

日医雑誌1号につき、1単位・1カリキュラムコードを取得できる。年2回の日本医師会雑誌特別号を除き、日本医師会雑誌には毎号、問題を掲載する。

解答はインターネットまたははがきにより行う。インターネットまたははがきによる解答はいずれか1回限りとし、1号につき、アセスメントにより60%の正答率を得た者に1単位を付与する。正答率を満たさないものには単位・カリキュラムコードを付与しない。

はがき解答締切は、翌月の25日を目途とし、インターネット解答は翌月末日とする。解答は2号後（2か月後）に掲載する。

正答数は個別に通知しないが、単位・カリキュラムコード付与については学習単位取得証をもって通知する、解答掲載後、MAMIS マイページより随時確認できる（解答掲載後、単位・カリキュラムコード付与についてインターネットで随時確認できる）。

単位・カリキュラムコードの取得には、年間の上限を設けない。

2. 日医eラーニング（セルフアセスメント）

日医eラーニングは日本医師会会員のみが受講できる。日医eラーニングについては、日本医師会が証明・管理する。

生涯教育 on-line で配信しているコンテンツを受講し、セルフアセスメントにおいて、80%の正答率を得た者は、1コンテンツにつき、1カリキュラムコード1単位を取得できる。

正答率を満たさなかった場合は、再解答が可能である。

年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。

取得した単位・カリキュラムコード付与については、学習単位取得証をもって通知するが、インターネットで随時確認できる MAMIS マイページより翌日以降確認できる。

3. 講習会・講演会・ワークショップ等

講習会・講演会・ワークショップ等は、主催者が証明し、都道府県医師会・郡市区医師会が管理する。年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。研修管理システムMAMISを利用する場合は、下記（1）と（2）にお

いて、管理する医師会あるいは主催者が、講習会等情報と受講実績データを~~研修管理システムMAMIS~~に登録する。使用方法是、別途定める~~研修管理システムMAMIS~~のマニュアルを参照されたい。

3. 1 「日本医師会生涯教育講座」の名称使用について

都道府県医師会主催・共催（後援等は除く）の講習会・講演会等には、「日本医師会生涯教育講座」の名称を使用することができる。また、都道府県医師会が講座の実施を郡市区医師会に委ねている場合には、郡市区医師会主催の講座も「日本医師会生涯教育講座」の名称を使用できるものとする。

3. 2 講習会等の名称等について

講習会等の名称および演題名に企業名および商品名を使用しないこと。

3. 3 講習会等の主催者ごとの取扱いについて

（1）日本医師会（日本医学会を含む）、都道府県医師会、郡市区医師会の主催によるもの

演題ごとに1カリキュラムコードを付与する。単位は、1単位・1時間とし、1時間を超える演題の場合は、30分ごとに0.5単位を加算する。ただし、やむを得ない場合に限り、最短30分の演題（0.5単位・1カリキュラムコード⁴）を認める。なお、1時間以上の演題の場合でもカリキュラムコードの付与は1つとする^{5,6}。

なお、演題には質疑応答の時間は含めてよいが、挨拶、式典、休憩、商品紹介等の演題自体と関係のない時間は除く（講習時間には含めない）。

例：認知症1時間、高血圧症1時間、脂質異常症1時間、糖尿病2時間、服薬管理30分、健康相談30分、介護保険30分、禁煙指導30分、在宅医療30分の

⁴ 1単位以上に対し1カリキュラムコードの付与を原則とするが、0.5単位（30分の演題）の場合、学習分野を表すカリキュラムコードの概念を2で除すことはできないため、例外的に1カリキュラムコードを付与することとしている。

⁵ 1演題の時間の長短にかかわらず、1演題に対して1つのカリキュラムコードを付与する。なお、たとえば、講演時間30分当たり1カリキュラムコードを付与すること（1時間の演題に対し2つのカリキュラムコードを付与することや2時間の演題に対し4つのカリキュラムコードを付与すること）、2時間の演題にもかかわらず1時間の演題として2つに分割し、各々に1つのカリキュラムコードを付与することは認めない。本実施要綱「I.」の「3. 生涯教育申告者ならびに医師会等の責務」にしたがい、厳格に取り扱うこと。

⁶ ~~研修管理システムMAMIS~~において、1時間の演題に対し2つのカリキュラムコードの入力（90分の演題に対し3つのカリキュラムコードの付与なども同様）は不可となっている（令和5年6月2日付け日医発第366号（生教）にて連絡済み）。

合計 7 時間 30 分の講習会の場合

「認知症」(1 時間) → C C 29 : 1 単位、
「高血圧症」(1 時間) → C C 74 : 1 単位
「脂質異常症」(1 時間) → C C 75 : 1 単位
「糖尿病」(2 時間) → C C 76 : 2 単位
「服薬管理」(30 分) → C C 73 : 0.5 単位
「健康相談」(30 分) → C C 11 : 0.5 単位
「介護保険」(30 分) → C C 13 : 0.5 単位
「禁煙指導」(30 分) → C C 11 : 0.5 単位
「在宅医療」(30 分) → C C 80 : 0.5 単位

合計 7.5 単位、8 種類の C C (C C 11, 13, 29, 73, 74, 75, 76, 80)

講習会等の内容は、カリキュラム<2016> (2022 年 4 月版) に則り、医学・医療に関するものとする。各医師会は、内容を十分に検討して、日本医師会生涯教育単位認定に相当する講習会等であることを審査、承認する。その際、上記カリキュラム<2016>に照らし、内容とカリキュラムコードが乖離しないよう厳格に付与すること。

なお、演者・講師は医師に限定しないが、当該講習会等の目的を達成するために適切な者でなければならない。また、演者・講師を務める場合も単位・カリキュラムコードの扱いは同じとする。

(2) 各科医会、都道府県単位未満の日本医学会分科会など、各種団体の主催によるもの

主催者が事前に開催地の都道府県医師会に申請することを原則とする。都道府県医師会は申請に基づき事前に承認を行い、カリキュラムコードを付与する。なお、時間当たりの単位付与は、(1) の主催のものと同等に扱う。

単位・カリキュラムコードの取扱いについては (1) に準ずる。

(3) 日本医学会総会および日本医学会分科会 (都道府県単位以上) の主催によるもの

都道府県医師会の承認は不要とする⁷。

⁷ 都道府県医師会の承認を不要としているのは、公益社団法人日本医師会定款第 48 条において「本会に、日本医学会 (以下「学会」という。) を置く。」とされ、医師会主催と同様、講習会等の質が担保されていることに基づく。また、「都道府県単位以上」と限定しているのは、開催規模は質の担保における一要素と捉えているためである。

単位・カリキュラムコードの取扱いについては（１）に準ずるものとし、申告は申告者による自己申告（申告者による自己決定）とする。この際、日本医師会生涯教育制度において付与される単位（１単位・１時間）と各日本医学学会分科会において付与される単位は考え方が異なるため一致しないので、十分注意すること。

3. 4 出欠者の管理について

（１）都道府県医師会・郡市区医師会は、~~研修管理システム~~MAMISに登録した講習会等について、受講実績データを入力する。また、受講実績データ入力後に「出欠確定」作業を必ず実施すること。

（２）~~研修管理システム~~MAMISを利用しない場合は、例えば、以下の①～③による。

①別紙８のような参加証を発行する。

なお、上記（３）の場合を除き、参加証に日本医師会生涯教育制度の単位・カリキュラムコードの記載がない場合は、当該講習会等が日本医師会生涯教育制度の対象であるか否か判断できないため認めない。

②カリキュラムノートを作成し、それに主催責任者が捺印する。あるいは貼付シールを配布する。

③都道府県医師会独自のコンピュータシステムを用い出席を登録する。なお、その場合にあっても、講習会等を管理する医師会の会員以外の受講者について、講習会等参加により付与された単位・カリキュラムコードを~~研修管理システム~~MAMISに入力することを原則とする。

（３）講習会等を開催する主催者・共催者は、受講者の参加証明（~~研修管理システム~~MAMISでの出席管理や参加証配布など）について、開催前に十分調整し、受講者に対する参加証明を円滑に行うこと。

4. 医師国家試験問題作成

医師国家試験問題の作成は、都道府県医師会（郡市区医師会）が証明・管理する。

都道府県医師会（郡市区医師会）に提出されたものについて１題１単位とし、年間の単位の上限は５単位までとする。カリキュラムコードは「０」のみ付与する。グループで作成されたものについても１人１単位とする。

都道府県医師会（郡市区医師会）が発行する証明様式については、日本医師会において様式見本Ａ（別紙９）を提示する（証明者の（印）は任意とする）。様式見本Ａは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

5. 医学生の実習、医師臨床研修および専門研修制度における指導

医学生の実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の単位は、医学部・医科大学、研修病院（例：学長、医学部長、病院長、診療科長、診療部長）、郡市区医師会等が証明・管理する。

なお、公平性・公正性の観点から、原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない⁸。

研修者1人を1日指導することにより1単位とし、年間の単位の上限は5単位までとする。カリキュラムコードは「1」のみ付与する。「研修者1人」および「1日」とは各々「延べ人数」および「延べ日数」と捉えて差し支えない⁹。

実習・研修病院、郡市区医師会等が発行する証明様式については、日本医師会において様式見本B（別紙10）を提示する（証明者の（印）は任意とする）。様式見本Bは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

6. 体験学習

体験学習は、共同診療、病理解剖見学、手術見学等の病診・診診連携の中での学習等、体験をととして医学・医療を学習するものをいう。

体験学習は、施設長・所属長等が証明・管理する。

なお、公平性・公正性の観点から、原則として申告者と証明者が同一の者であることは認めない¹⁰。

1時間1単位で上限は1回5単位までとする。最小単位は30分で0.5単位（1カリキュラムコードは最短30分）とする。

カリキュラムコードは自己申告とする。

年間の単位取得・カリキュラムコードの取得には上限を設けない。

施設長、所属長等が発行する証明様式については、日本医師会において様式見

⁸ 例えば、診療所において実習等を受け入れ、当該診療所の院長が指導を行った場合は、当該実習者等の派遣元機関（医学部・医科大学、研修病院等）または郡市区医師会等が証明・管理する。

⁹ 例えば、1日を午前と午後の半日に分けて考えたとき、ある日の午前に研修者A、午後（同日でも別日でも同様）に研修者Bを指導した場合、A、Bあわせて研修者1人を1日指導したものとして1単位・カリキュラムコード「1」を付与して差し支えない。一方、任意の3日間の午前のみ各日研修者1人（同じ者でも別の者でも同様）を指導した場合、形式的には1.5日で1.5人を指導したことになるが、小数点以下の端数0.5人は1人に満たないため切り捨て（0.5人に対応する0.5日も切り捨て）、研修者1人を1日指導したものとする。

¹⁰ 例えば、診療所の院長が病院の手術見学を行った場合は、当該病院の施設長・所属長等が証明・管理する。

本C（別紙11）を提示する（証明者の（印）は任意とする）。様式見本Cは日本医師会ホームページからダウンロードを可能とする。

なお、賃金・報酬を得るものについては体験学習とはしない。

7. 医学学術論文・医学著書の執筆

医学学術論文・医学著書の執筆（共同執筆も含む）は、申告年度に掲載・刊行（予定を含む）されたものについて、自己申告とする。

1回（または1件）あたり1単位で、年間の上限は5単位、10カリキュラムコードまでとする。

カリキュラムコードは1回（または1件）につき内容に応じて2つまで自己申告できる。

医学学術論文は題名・掲載誌・掲載頁・掲載年を記入する。また、医学著書は書名・出版社・刊行年等を記入する。

IV. その他

1. 本実施要綱は、2024~~5~~年4月1日から適用する。
2. 本実施要綱は、継続的に見直しの検討を行う。
3. 以下の要綱については別途定める。
 - （1）「日本医師会指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）」実施要綱
 - （2）生涯教育制度推進のための助成金等交付要綱

4. MAMIS マニュアルについては別途定める。

別紙 1 カリキュラムコード

別紙 2 生涯教育制度単位等記入表（申告書）

別紙 3 一括申告を行う場合の申告データ形式（CSV 形式）

別紙 4 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証

別紙 5 日医生涯教育認定証

別紙 6 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証再発行依頼様式

別紙 7 日医生涯教育認定証再発行依頼様式

別紙 8 講習会等の参加証の例

別紙 9 様式見本 A（医師国家試験問題作成の証明様式）

別紙 10 様式見本 B（医学生の臨床実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の証明様式）

別紙 11 様式見本 C（体験学習の証明様式）

2025 年度「日本医師会生涯教育制度」実施要綱 主な改正点等

I. 2025 年度「日本医師会生涯教育制度」実施要綱について

以下、記載のある頁は「2025 年度『日本医師会生涯教育制度』実施要綱」の該当ページである。

1. 医師会会員情報システム（MAMIS）について

2025 年 4 月より、全国医師会研修管理システムの機能が医師会会員情報システム（MAMIS）（以下、「MAMIS」という）に順次移行することに伴い、実施要綱中の当該文言を修正している。

なお、MAMIS マニュアルについては追って連絡する。

2. 日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の発行・再発行について（3 頁）

（1）日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の発行

令和 6 年 9 月 10 日付け文書（日医発第 989 号（生教））にてお知らせしたとおり、MAMIS マイページにおいて各種証書の確認、ダウンロードおよび印刷が可能となる（既発行分について 2025 年 4 月を予定）ことから、2024 年度をもって「学習単位取得証」の送付を終了することとしたが、これを踏まえ所要の改正を行った。

（2）日本医師会生涯教育制度学習単位取得証の再発行

「学習単位取得証」は、申告者が MAMIS マイページにて確認できる状態に置くことをもって発行したものとするが、個別の事情により紙媒体等での送付を希望する場合の取扱いについて再発行として整理した。

都道府県医師会、郡市区医師会においても「学習単位取得証」の発行（紙媒体等での再発行）が可能であるため、当該申出があった際にはご協力をお願いしたい。

なお、「学習単位取得証」は過去分も発行可能となっている。

3. 日医生涯教育認定証の発行・再発行について（4 頁）

（1）日医生涯教育認定証の発行

MAMIS マイページにおいて確認、ダウンロードおよび印刷が可能となる（既発行分について 2025 年 4 月を予定）ことから、その旨を明記した。

なお、日医生涯教育認定証（以下、「認定証」という）が発行された者については、従来どおり、本会より都道府県医師会等を通して「認定証」の原本（紙

媒体)を送付する取扱いに変更はない。

(2) 日医生涯教育認定証の再発行(従来の「7. 再発行」から整理)

2025 年 4 月より、認定証の原本に係る再発行の対象は「認定期間内のものに限る」とする運用に変更することから、その旨を明記した。

再発行を希望する場合は、従来どおり、別紙 7 を用いて都道府県医師会または郡市区医師会が本会に依頼するが、再発行理由の如何によらず、医師会以外に送付する場合は、原則として送料着払いとなる。

なお、認定期間外の認定証についても、MAMIS マイページより確認、ダウンロードおよび印刷が可能である。

4. 日本医師会雑誌を利用した解答(セルフアセスメント)について(6 頁)

従来、「単位付与については学習単位取得証をもって通知する(解答掲載後、単位・カリキュラムコード付与についてインターネットで随時確認できる)。｣としていたところ、前記 2. のとおり学習単位取得証の取扱い変更ならびに 2025 年 4 月からの MAMIS の運用開始による確認方法の変更を踏まえ、「単位・カリキュラムコード付与については、解答掲載後、MAMIS マイページより随時確認できる」と改正した。

5. 日医 e-ラーニング(セルフアセスメント)について(7 頁)

従来、「単位付与については、学習単位取得証をもって通知するが、インターネットで随時確認できる」としていたところ、前記 2. のとおり学習単位取得証の取扱い変更ならびに 2025 年 4 月からの MAMIS の運用開始による確認方法の変更を踏まえ、「取得した単位・カリキュラムコードについては、MAMIS マイページより翌日以降確認できる」と改正した。

6. 医学生の臨床実習、医師臨床研修および専門研修制度における指導および体験学習について(10-11 頁)

公平性・公正性の観点から、原則として、当該指導および体験学習に係る単位を申告する者と同単位を証明・管理する者が同一の者であることは認められないことを明記した。

これは従来の取扱い(考え方)を変更するものではないが、当該単位申告者等の理解を深める趣旨から実施要綱において示すとともに、具体例について注 8 および 10 に示すこととした。

7. 別紙の改正について

今般の改正に伴い、別紙についても所要の改正を行っているので参照されたい。

Ⅱ. その他

1. 2025 年度の Web 講習会について

Web 講習会の取扱い¹については、2025 年度も継続する。

2. 「日医生涯教育協力講座セミナー（都道府県医師会開催）」について

2025 年度において実施予定はない。

以上

¹ 「令和 3 年 4 月以降の Web 講習会の取り扱いについて」（令和 3 年 1 月 27 日付（生 108））を参照されたい。